

令和5年第3回定例会 総務文教常任委員会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和5年9月13日（水） 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第 84号 村上市支所設置条例の一部を改正する条例制定について
 議第 85号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
 議第 97号 令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）
 議第 98号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）
 議第104号 令和4年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
 議第105号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（6名）
- | | |
|-----------|----------|
| 1番 上村正朗君 | 2番 山田勉君 |
| 3番 鈴木いせ子君 | 5番 三田敏秋君 |
| 7番 高田晃君 | 8番 小杉武仁君 |
- 5 欠席委員（1名）
- 4番 佐藤重陽君
- 6 地方自治法第105条による出席者
- 副議長 大滝国吉君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 説明のため出席した者
- | | |
|-------------|---------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 政策監 | 須賀光利君 |
| 総務課長 | 東海林 豊君 |
| 同課参事 | 榎本治生君 |
| 同課人事管理室長 | 川崎健一君 |
| 同課情報管理室長 | 須貝正人君 |
| 同課情報管理室係長 | 真田富久君 |
| 財政課長 | 長谷部俊一君 |
| 同課契約検査室長 | 立花 強君 |
| 同課契約検査室副参事 | 石嶋 聡君 |
| 同課財務管理室長 | 成田大介君 |
| 同課財務管理室係長 | 鈴木 郁君 |
| 同課財務管理室係長 | 鍋倉直也君 |
| 企画戦略課長 | 大滝 敏文君 |
| 同課参事 | 山田美和子君 |
| 同課行政改革推進室長 | 五十嵐 博君 |
| 同課企画政策室長 | 忠 康博君 |
| 同課地域交通政策室長 | 須貝直毅君 |
| 同課地域交通政策室係長 | 天井啓喜君 |
| 会計管理者会計課長 | 菅原 明君 |
| 消 防 長 | 田中 一栄君 |
| 消 防 本 部 次 長 | 瀬 賀 誠 君 |

消防本部総務課長	遠山泰紀君
選管・監査事務局長	木村俊彦君
選挙管理委員会事務局次長	渡辺千春君
荒川支所長	平田智枝子君
神林支所長	瀬賀豪君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	大滝寿君
観光課主幹	小池一栄君
都市計画課長	大西敏君
同課参事	小野道康君

9 議会事務局職員

局長	内山治夫
次長	鈴木渉

(午前 9時58分)

委員長(小杉武仁君)開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第84号 村上市支所設置条例の一部を改正する条例制定について、担当課長(総務課長 東海林 豊君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務課長 おはようございます。それでは、議第84号 村上市支所設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたす。本庁舎内に設置している村上水道事務所を令和6年2月1日から廃止するため、議第90号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を本定例会にご提案をいたしたところである。これに伴って、村上支所において分掌する事務がなくなることから、本条例の一部を改正するものである。以上だ。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第84号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第85号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当

課長（消防長 田中一栄君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

消 防 長 おはようございます。議第85号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてである。本案は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布に伴い、蓄電池設備及び対象火気設備に関する基準について、村上市火災予防条例の一部を改正するものである。以上だ。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第85号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（小杉武仁君）議第97号の審査に当たり、理事者に対し参考資料の提出を求めることを諮り、提供を受けることに決定し、事務局に参考資料を配付させる。

委員長（小杉武仁君）暫時休憩を宣する。

（午前10時04分）

委員長（小杉武仁君）再開を宣する。

（午前10時06分）

日程第3 議第97号 令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（財政課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

財 政 課 長 改めておはようございます。それでは、議第97号 令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)についてである。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,124万7,000円を追加し、予算の規模を2億3,623万7,000円にしようとするものである。今回の補正については、村上駅周辺まちづくり事業において、村上総合病院跡地北側の民地及び道の駅朝日整備事業における用地について、土地開発基金を活用し、先行取得するものである。予算書の7P、8Pをお開きください。まず、歳入であるが、歳入において、2款土地開発基金借入金で1億6,224万7,000円を、また4款繰入金で一般会計繰入金6,900万円をそれぞれ追加しようとするものである。次に、9P、10Pをお開きください。歳出においては、1款財産取得費で土地取得事業経費1億6,224万7,000円を計上いたしました。こちらがこのたびの用地取得に係る経費と

なる。また、2款諸支出金では、土地開発基金積立金6,900万円を追加するものである。以上である。

(質 疑)

上村 正朗

では、ちょっとお聞かせ願いたいと思う。資料が出たわけだけれども、ありがとうございます。村上駅周辺の土地購入費、購入の地積で割り返せば、大体2万3,000円ぐらいなのかなという、平方メートル当たり単価は出るわけだけれども、その妥当性というか、我々が判断するとき大体そんなものだよなという、それがやっぱりちょっと根拠が欲しいなと思うのだけれども、近隣の取引単価とか何か引っ張ってくるのがあるのかなと思うのだけれども、いかがだろうか。

財政 課長

このたび説明員、担当課から来ているので、答えていただく。都市計画課に願います。

都市計画課長

土地については、国の資格を持った不動産鑑定を行える方に委託をいたして、そこで算定された金額を基に計上させていただいている。その中身は、細かいところは正式な鑑定の中に記載されているが、おっしゃるとおり取引事例とか、そういったものを参考に専門の方が算定をした金額になっている。

上村 正朗

その辺は何となく妥当なのかなと私も思うけれども、了解した。あと、これ今回先行取得をしてから、実際そこが具体的な事業用地になるときは一般会計で買戻しとか、そういうことになると思うのだけれども、その辺の流れ、私もちょっと不勉強で申し訳ないのだけれども、今回先行取得で求めたものをどういうふうに管理して、実際事業が入るときにはどういうふうにして事業用地にするのか、その辺の流れをちょっと教えていただければと思う。

都市計画課長

せんだって全員協議会、また記者会見等でもお話しした、今まちづくりの計画のほうを公表している。その公表に基づいて事業の段取りを進めていく中で、どういう事業が充てられるかにもよるけれども、一部道路であったり、一部国の行政施設であったり、統合保育園であったりする。その中で、どういった事業に当たるものが確定して、その事業で買戻しができるときになれば、一度市のほうに買戻しをして、そこに国費とか、何かそういうものがあつたのであれば、そういった形の補填がされるような、そういう流れになろうかと思う。

上村 正朗

いろんな不確定要素があつて大変だと思うけれども、今回先行取得したとして、実際それを具体的な事業として使えるのは大体何年度ぐらいを予定しているか。

都市計画課長

このたび都市再生整備計画事業というものをうちのほうで取りたいというふうに考えている。もしそれが、来年度になるけれども、今年前段でその計画を国のほうに見ていただいて、おおむねのご了解をいただいた中で、来年度、都市再生整備計画事業が採択されると、その中での事業進捗によるけれども、土地造成が一番早くなるかと思うので、その造成の中で今つけようとしている道路が市道として取扱いになれば、その事業採択になってすぐの段階で買戻しができるのかなというふうには思うが、あと国のほうも、統合保育園を今予定しているところもこれからの進捗でどうなっていくかがちょっと見えないところがあるので、その事業に合わせた市の事業としての買戻しになるというふうに考えている。

上村 正朗

そうすると、スムーズにいつて実際造成工事とかに入るのは来年、まだ建物の解体が終わってからに当然なるけれども、早ければ来年度という見通しだろうか。

都市計画課長

申し訳ない。買戻しについては、令和7年度以降ということである。

上村 正朗 すみません、私ばかり。そもそもの疑問なのだけれども、これから市民には、今日まさに田端町の説明で、これから市民に対しては詳しい説明すると思うのだけれども、このタイミングで先行取得をしなくてはならないという何か理由、9月議会でやらなくてはならないという理由が。

都市計画課長 このタイミングになったという点については、うちのほうの事業の進め方に合わせて、隣接する方々の土地について、事業として必要であるということで交渉、正式な交渉ではないけれども、民地の方とお話をさせていただく中で、どうしても早急に、急いでもらわないと困るというお話、その方々もいろんな計画をお持ちであって、その計画に支障が出るということで、向こうのほうからの要望があった。なので、大至急でその方々の要望に答えられるようにというような、そういう経緯があってこのタイミングになった。

副市長 私からもちょっと補足をさせていただく。このたびおおよその構想をビジュアル化をしてあのように見ていただくものをつくったけれども、あれが確定しているものではないということがある。ただ、今都市計画課長からも申し上げたように、所有されている方々の了解が得られたということもあって、せっかくの、病院跡地がメインになっているわけであるけれども、それに附帯する所有者の方々の理解があって、より確実なものをその構想の中に埋め込んで、開発をしっかりとしたものにしていきたいという、そういう思いがあってこのたびの提案ということになっている。詳細については、今後いろいろな形、国の機関もそうであるし、保育園も市民というようなことも想定されているし、いろいろな形で徐々に明らかになっていくものがあるので、その都度皆様方にもお知らせしながら、計画を確実に進めてまいりたいというふうに思うので、ご理解をいただきたいと思う。

(自由討議)

上村 正朗 討論ではなくて、自由討議だよ。結論から言うと、私としては今定例会での補正については反対させていただきたいと思う。単価等の妥当性については、私もいろんな人の話聞いて、用地対策連絡協議会の補償基準とかいろんなところできちんとした妥当な単価を出してきていると思うので、そこに・・・

小杉委員長 上村委員、自由討議だよ。

上村 正朗 自由討議ってどんなだったっけ。

小杉委員長 理事者側ではなく、この中で自由に討議できるというのを自由討議。

上村 正朗 こっちに向けて言わなければだね。

小杉委員長 今のでいうと、討論に値すると思う。

上村 正朗 どんな、何言えばいいのだろうか。

小杉委員長 現在自由討議なので、自由討議がなければ、自由討議は終わらせていただくが。今の内容でいうと討論に当たる。

上村 正朗 何を言ってもいいわけではないのだな。

小杉委員長 この中で。委員会の中で、自由に、私はこう思うというふうな形で発言してもらうのが自由討議だ。

上村 正朗 では、いいか、ちょっと。

小杉委員長 どうぞ。

上村 正朗 ということで、ちょっと今の段階では早いのではないかなという気がいたす。もうちょっと市民に対する説明をしっかりと、市民の声を聞いてから議論して決める

べきではないかなという考えを持っている。

小杉委員長
山田 勉

ほかに。それに対してご意見ないか。

私も今日終わって、田端町に今日説明に上がるということなのだけれども、本来であれば、議会によく、総務文教常任委員会だけではなくて、全部説明して、それから田端町からこれはどうだなんて質問されても、かえって田端町の方が詳しいなんていうと何だか反対になるような気もするが、やっぱりそういうことも考えているのだろうか。

小杉委員長

今のは、質疑ではないので。ほかに自由討議。上村委員の討議に対してご意見のある方。

鈴木いせ子

今ほどお聞きすると、令和7年度以降に進めるというようなお話もあったので、やっぱりそこまでいくにはこういう準備段階を今しておかないとそこに結びつかないと思うので、私は賛成したいと思う。

高田 晃

この一大プロジェクトは、もう数十年前からの村上市挙げてのプロジェクト事業だ。その前段には、村上駅周辺まちづくりプランというふうな大前提の計画があるわけだが、それに向けて着々と実効性のあるようなものにしていくためには、早め早めのいわゆる段階を踏んでのプランづくりが必要なのではないかなと。この土地取得についても、先ほど都市計画課長から話があったとおり、早めに先行取得したという理由もしっかりしているし、今ほど副市長からも話があったとおり、これから、複合施設が絡んできているので、いろんな要素が出てくるので、今この段階での案件としては妥当ではないかなと思う。

(討 論)

上村 正朗

それでは、議第97号 令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)に反対の立場で討論に参加させていただきたいと思う。当然先ほど言ったとおり土地単価、それから補償単価についての妥当性については、私も疑問を持っているわけではないし、都市計画課はじめ関係職員の皆さん方、一生懸命取り組んでいる姿は私も目の当たりにいたしましたので、その苦勞を非常に私も敬意を表するものである。それを大前提としながら、しかしながら本議案に係る大前提としては、村上駅周辺まちづくり事業のゾーニング案、今回の計画が示されたのが8月30日の議会全員協議会で8月31日に市長記者会見で、9月1日に市のホームページと。今日田端町の説明会で、10月1日付の市報に載って、10月13日から本格的な市民の説明会を開いて、そこで意見もいろいろお受けするのかなというふうに思う。その後各地区区長会への説明もするというので、いろんな経過はあるけれども、本計画に対して市民にしっかり説明をして、意見を聞くというのはこれからだというふうに私は思う。市政運営一番大事なことは、やはり村上市の主人公である村上市民の意見をしっかり聞いた上で事業を進めるというのが私は市政の運営の基本的な在り方ではないかなというふうに思う。具体的な事業用地を確定していくことは、計画に対する市民の声を聞いてからでも遅くはないのではないかなと思う。12月まで一通り終わるわけだから、そこで大体の、私は市民の方の考え方というのは分かるのではないかなと、12月議会、来年の3月議会でもいいのかなという気がいたす。ほかにも聞こえてくる市民の声の中には、にぎわいと笑顔あふれる交流の中心地という村上駅周辺まちづくりプランのテーマからいって、国の合同庁舎や統合保育園などはふさわしくないのではないかなという市民の声は聞こえてくる。また、統合保育園の200人の定

員は多過ぎると、1園でなく2園にして、現在地に建て直すべきではないかという声も聞こえている。厚生連との交渉経過が見えていないが、今回周辺民地を買収することによって、民地の土地単価に病院跡地の単価が影響されるのではないかという不安もある。それについては、村上総合病院建設に当たって、市が補助した25億円を考慮した結果になることを願っているが、私は市は厚生連との交渉を優先すべきで、民地を先を買収することは順序が逆ではないかなというふうに思う。厚生連との交渉を優先すべき。それと、何よりも村上市の主人公は村上市民だ。市はまず市民の様々な声をしっかり聞くべきと考えるので、本定例会における本議案に対する私の立場としては反対ということで討論を終わらせていただきたいと思う。ありがとうございました。

以上のおり質疑を終結し、自由討議を求めたところ自由討議1件あり、討論を求めたところ反対討論1件あり、起立による採決を行った結果、議第97号については、起立多数にて原案のおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第98号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務 課長

それでは、議第98号は令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）についてである。歳入歳出予算の総額にそれぞれ900万円を追加し、予算の規模を3億9,400万円にしようとするものである。それでは、予算書の7P、8Pをお開きください。初めに、歳入であるが、第4款繰越金で今回の補正財源として618万5,000円を、第5款諸収入の雑入では光伝送路等貸付料281万5,000円をそれぞれ追加したものである。今回の伝送路の貸付料は、NTTに貸付けしている光ケーブルの貸付料で、年間4回に分けて受領しているものであるが、本来であれば出納整理期間中の5月末までに市へ着金すべきものである。今回NTTでは、5月25日に市外の金融機関で支払いをいたしていたが、本市への着金が6月2日となったことによって令和4年度決算では未納となり、令和5年度の歳入となることから、今回の補正予算に計上するものである。次のページをお開きください。歳出であるが、1款1項2目の施設管理費の1、神林地区施設維持管理経費であるが、昨年8月の大雨により被災した小岩内地内の光伝送路や昨年末からの大雪による塩谷、山田、北新保地内の伝送路ほか2件の本復旧工事などで修繕料に300万円、工事請負費に600万円をそれぞれ追加しようとするものである。以上である。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第98号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第104号 令和4年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（財政課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

財政課長 それでは、議第104号についてご説明申し上げます。決算書の246、247Pをお開きいただきたいと思う。まず、歳入からであるが、歳入の第1款財産収入については、土地開発基金の運用利子収入である。また、2款土地開発基金借入金及び3款の諸収入はなかった。続いて、次のページ、248、249Pをお開きください。歳出については、1款土地取得費及び3款予備費についてはなかった。2款1項1目の土地開発基金費は、歳入の基金運用による利子収入について基金に積立てしたものである。次のページをお開きください。250Pであるが、実質収支に関する調書である。歳入歳出ともに総額で1万6,000円であった。以上である。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第104号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第6 議第105号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務課長 それでは、議第105号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。決算書の255から256Pをお開きください。初めに、歳入であるが、1款1項1目の情報通信施設負担金は新規加入の方に納入いただいているものであるが、15件で76万3,800円、前年度比では2件の減となっている。次に、2款1項1目情報通信施設使用料は現年度分で5,137万4,030円で、収納率で97.5%、前年度比で0.3ポイントの減となっている。次に、滞納繰越金は105万3,420円で、収納率は30.2%、前年度比で5.6ポイントの減となっている。次に、3款1項1目一般会計繰入金であるが、2億456万7,000円で、前年度比666万6,000円の増となっている。一般管理費の消費税や施設管理経費の山北地区修繕料などで減となっているが、昨年8月の大雨及び年末の大雪によって神林地区の修繕料が大幅に増となったことなどが主な要因となっている。次に、4款1項1目繰越金は前年度並みの874万8,693円

となっている。次に、5款1項1目の雑入の備考欄1、光伝送路等貸付料2,619万3,952円はN T T東日本ほか3業者への貸付料であるけれども、先ほど議第98号の令和5年度第1号補正でご説明をいたしたとおり、N T T東日本の第4・四半期分の着金が6月となったことによって、前年度比で260万円ほど減となっている。備考欄2の消費税還付金104万8,400円は、令和3年度の消費税確定申告による還付金である。備考欄3、道路改良工事等支障施設工事補償料184万6,319円は朝日温海道路整備に伴う補償料で、次の事故繰越し分42万5,682円は県道高根村上線道路工事に伴う補償料である。次のページをお開きください。次に、6款1項1目情報通信施設整備事業債2,380万円は、山北地区の放送設備更新工事に伴う過疎債充当分2,150万円と昨年8月の大雨に伴う小岩内地内の情報通信施設の復旧工事に伴う災害復旧事業債充当分230万円である。次のページをお開きください。次に、歳出であるが、1款1項1目、総務費の一般管理費、説明欄1、情報通事業一般管理経費1,406万4,637円は、令和5年度実施の放送設備更新工事の実施設計委託に伴う測量設計等委託料は増となっているが、消費税が還付申告により減となったことなどによって、全体では前年度比で32万2,665円の減となっている。次に、情報通信事業職員人件費は、職員3人分の人件費である。次に、2目の施設管理費で、説明欄1、山北地区維持管理経費8,879万198円は、前年度比で1,739万7,157円の増となっているが、主な要因としては修繕料の減のほか、再レンタルにより告知端末機借上料が減となっているが、山北地区放送改築更新工事及び光伝送路設備本復旧工事により工事請負費が増となったことなどによるものである。次に、説明欄2、朝日地区施設維持管理経費8,279万5,522円は、前年度比で222万3,402円の増となっている。主な要因は朝日温海道路整備に伴う光伝送路の移設工事により工事請負費が増となったことなどによるものである。次のページをお開きください。説明欄4の神林地区施設維持管理経費9,942万7,041円は、前年度比937万2,113円の増となっている。主な要因は、昨年8月の大雨や年末からの大雪による光伝送路の修繕料が大幅に増となったことなどによるものである。次に、2款公債費では、1目の元金で前年度比5万6,825円増の627万7,550円、2目の利子で前年度比5万6,824円減の6万5,911円となっており、令和4年度末の未償還元金は、前年度比1,752万2,450円増の2,901万7,921円となっている。次のページをお開きください。実質収支であるが、歳入総額で3億1,985万8,000円、歳出総額3億1,313万1,000円、実質収支は672万7,000円である。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第105号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定

した。

委員長（小杉武仁君）散会を宣する。
（午前10時39分）